

モンテネグロの法制度の概要

遠藤 誠¹

I はじめに

モンテネグロは、旧ユーゴスラビアを構成していた共和制国家である。バルカン半島の西部にあり、北はクロアチア沿岸部とボスニア・ヘルツェゴビナ、東はセルビアとコソボ、南はアルバニアに接し、西はアドリア海に面している。国土の大部分は険しい山岳地帯であり、国名の「モンテネグロ」は、ヴェネツィア語で「黒い山」を意味する（モンテネグロ語では「Crna Gora」（ツルナゴーラ）という）。

モンテネグロは、古来より、セルビアとともに、「緩衝地域の境界」又は「大国同士の戦いの場」となってきた。即ち、古代においては東西ローマ帝国の間にあり、中世においてはオーストリア＝ハンガリー帝国とオスマン帝国の間にあり、第二次世界大戦後のチトー時代においては東西冷戦下の「鉄のカーテン」にあった²。これらのことから、モンテネグロは、以下のとおり、波乱万丈の長い歴史を有する。

6世紀から7世紀頃に、南下したスラブ人が現在のモンテネグロの地を含むバルカン半島に定住し始め、原住民族のイリュリア人と混血したのが、モンテネグロ人の祖先であるといわれている。一時支配されていた東ローマ帝国の衰退に伴い、1171年にはセルビア王国が建国され、現在のモンテネグロの地も、その一部となった。1389年にセルビア王国がオスマン帝国に敗れた後、モンテネグロは実質的に独立状態となった。1516年以降は、主教公による神政政治の下、オスマン帝国に朝貢を続けていた。1852年のモンテネグロ公国の成立を契機として、宗主国であるオスマン帝国との間で武力衝突が生じ、モンテネグロはロシアに援護を求めた。1878年のベルリン条約により、セルビアとモンテネグロの独立が承認された³。

ちなみに、モンテネグロは、日露戦争でロシア側につき、1904年に日本に対し宣戦布告を行ったが、その後は長期間にわたり戦争状態が続いていたとの見解もある。しかし、日本政府は、「1904年にモンテネグロが我が国に対して宣戦を布告したことを示す根拠がある

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）。BLJ法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² シーマ・アヴラモヴィチ著、松本英実訳「セルビア法 ローマ・ビザンツとオーストリアの法伝統の間で」（『国際哲学研究 別冊4 <法>の移転と変容』（東洋大学国際哲学研究センター、2014年）所収）95頁。

³ 本稿におけるモンテネグロの歴史については、『データブック オブ・ザ・ワールド 2015年版』（二宮書店、2015年）380頁等を参照した。

とは承知していない。」という立場を採っている⁴。

1914年、サラエボで、セルビア人青年がオーストリア皇太子夫妻を暗殺したことをきっかけに第一次世界大戦が勃発した。セルビア及びモンテネグロ等の連合国は、オーストリア＝ハンガリー帝国支配下のスロベニア及びクロアチア等と交戦した。

その後、オーストリア＝ハンガリー帝国の崩壊を受け、1918年には、モンテネグロはセルビアの一部となり、「セルビア人・クロアチア人・スロベニア人王国」が成立した（1929年に「ユーゴスラビア王国」に改称）。そこでは、大セルビア主義的統治が行われた。

第二次世界大戦中の1941年には、イタリアがモンテネグロを占領したが、パルチザンの抵抗により、枢軸軍は撤退した。

1945年には、「ユーゴスラビア連邦人民共和国」が成立し（後に「ユーゴスラビア社会主義連邦共和国」に改称）、モンテネグロは、連邦構成国の一つとなった。ユーゴスラビア社会主義連邦共和国（以下「ユーゴスラビア連邦」という）は、各共和国への権限移譲を進める等、ソ連とは異なる独自の社会主義路線を採ったが、チトー大統領の死去（1980年）はユーゴスラビア連邦の将来に影を落とした。

セルビアでは、1990年に行われた選挙でセルビア民族主義のミロシェビッチがセルビア共和国大統領に当選した。1991年にはスロベニア、クロアチア及びマケドニアが、1992年にはボスニア・ヘルツェゴビナが、ユーゴスラビア連邦からの独立を宣言した。とくにクロアチア及びボスニア・ヘルツェゴビナでは、ユーゴスラビア連邦軍との大規模な内戦に突入した⁵。

1992年にはセルビア及びモンテネグロは「ユーゴスラビア連邦共和国」を設立し、1997年にはミロシェビッチが連邦大統領に選出された。1999年にはコソボ紛争が勃発し、NATOによる大規模な空爆が行われたが、モンテネグロは、セルビアの行動を非難し、次第にセルビアとは距離を置くようになった。「ユーゴスラビア連邦共和国」は2003年に「セルビア・モンテネグロ」という名称に変更され、緩やかな国家連合となった。2006年5月にモンテネグロで行われた住民投票の結果、独立賛成票が55.5%となり、独立に必要な55%を上回ったため、モンテネグロは同年6月に独立宣言を行った（なお、セルビア・モンテネグロが加盟している条約は、セルビアに継承されることとなった）。これにより、ユーゴスラビアは、完全に解体したことになる。モンテネグロは独立後直ちに国連に加盟し、192番目の国連加盟国となった。

独立後、EU加盟を最優先目標に掲げるモンテネグロは、EUに未加盟であるものの、2002

⁴ 「1956年の日ソ共同宣言などに関する質問主意書」に対する平成18年2月24日付け政府答弁書（内閣衆質164第69号）。

⁵ 内戦勃発以後の欧米のマスメディアの報道では、「民族浄化」（ethnic cleansing）を行っているセルビアが一方的に悪いという論調となっていた。「民族浄化」という言葉は、ボスニア・ヘルツェゴビナが依頼した米国のPR企業「ルーダー・フィン社」が世界中に広め、「ボスニア・ヘルツェゴビナ支持、セルビア反対」の国際世論を巧みに作り上げていった。詳しくは、高木徹著『ドキュメント 戦争広告代理店』（講談社、2002年）を参照されたい。

年から通貨にユーロを採用している。2012年4月にはWTOに加盟した。

モンテネグロの法制度は、いわゆる「大陸法系」に属し、成文法を法体系の中心に置いている。最も基本的な法律である民法についていえば、後述するとおり、1888年公布のモンテネグロ財産法は、日本の明治民法の制定に大きな影響を与えた。社会主義体制下においてはソ連法の影響も受けたが、ユーゴスラビア連邦では各国が異なる法制度を有し、ユーゴスラビア連邦自体もソ連とは距離を置いた独自路線を歩んだため、ソ連法の影響は、他の東欧諸国ほど強くはなかったといえる。そして最近では、モンテネグロが加盟を目指しているEU法の影響が強くなっている。

II 憲法

1 総説

2006年5月21日の国民投票により独立を決定したモンテネグロの憲法は、2007年10月19日に制定された。また、2013年7月31日には、EU加盟の実現に向けて司法権の独立を強化するための憲法改正が議会で採択された。

モンテネグロ憲法は、「第1章 基本規定」において、法の支配(1条)、国民主権(2条)、権力分立(11条)等について規定する。また、13条によると、公用語はモンテネグロ語⁶であり、キリル文字とラテン文字は同等とするとともに、セルビア語、ボスニア語、アルバニア語及びクロアチア語も公に使用するものとされている。

モンテネグロ憲法の主な体系は、表1のとおりである。

表1：モンテネグロ憲法の主な体系⁷

序		
第1章 基本規定		第1条～第16条
第2章 人権及び自由	第1節 総則	第17条～第25条
	第2節 個人的権利	第26条～第44条
	第3節 政治的権利及び自由	第45条～第57条
	第4節 経済的、社会的及び文化的権利及び自由	第58条～第78条

⁶ モンテネグロ語は、もともとはセルビア語、クロアチア語やボスニア語等とほぼ同じ1つの言語であり、方言程度の違いしかなく、通訳無しでコミュニケーションが可能である。

⁷ 2007年憲法の英訳は、下記ウェブページに掲載されている。

<http://www.wipo.int/wipolex/en/details.jsp?id=6920>

また、2013年の改正部分は、下記ウェブページに掲載されている。

<http://www.legislationline.org/documents/section/constitutions>

	第 5 節 特別一少数者の権利	第 79 条～第 80 条
	第 6 節 人権及び自由の擁護者	第 81 条
第 3 章 統治機構	第 1 節 モンテネグロ議会	第 82 条～第 94 条
	第 2 節 モンテネグロ大統領	第 95 条～第 99 条
	第 3 節 モンテネグロ内閣	第 100 条～第 112 条
	第 4 節 地方自治	第 113 条～第 117 条
	第 5 節 裁判所	第 118 条～第 128 条
	第 6 節 モンテネグロ軍	第 129 条
	第 7 節 防衛及び安全保障理事会	第 130 条～第 133 条
	第 8 節 国家検察	第 134 条～第 138 条
第 4 章 経済体制		第 139 条～第 144 条
第 5 章 憲法適合性及び法律適合性		第 145 条～第 148 条
第 6 章 モンテネグロ憲法裁判所		第 149 条～第 154 条
第 7 章 憲法改正		第 155 条～第 157 条
第 8 章 経過規定及び最終規定		第 158 条

2 統治機構

(1) 議会

一院制を採るモンテネグロの議会は、国民の直接・秘密選挙で選ばれた 81 名の議員により構成される (83 条)。議員の任期は 4 年である (84 条 1 項)。

議会の権限としては、①憲法・法律・規則等の採択及び条約の批准、②予算の議決、③防衛戦略の採択、④レファレンダム (国民審査) の請求、⑤宣戦布告、⑥首相及び閣僚の選任及び罷免、⑦憲法裁判所裁判官の選任及び罷免、⑧人権及び自由の擁護者 (オンブズマン) 等の任命及び罷免等が挙げられる (82 条)。

議会の決議は、憲法に別段の定めが無い限り、議員総数の過半数が出席し、且つ出席議員の過半数の投票による (91 条 1 項)。

大統領が最初に首相候補者を提案した日から 90 日以内に内閣を組閣することができなかつたときは、議会は解散する (92 条 1 項)。議会が長期間にわたり法定の義務を履行しなかつたときは、内閣は一定の手続を経た上で議会を解散することができる (同条 2 項)。議会

は、大統領の命令によっても解散しなければならない（同条3項）。

（2）大統領

モンテネグロの大統領は、国民の直接・秘密選挙により選出され（96条1項）、任期は5年であり（97条1項）、3選は禁止されている（同条2項）。

大統領の権限としては、①国内及び国外においてモンテネグロを代表すること、②法律を公布すること、③国民議会に対し、首相候補者を提案すること、④内閣の提案に基づき、大使を任命・罷免すること、⑤外国の外交使節の信任状を受領すること、⑥犯罪者の赦免を行うこと等が挙げられる（95条）。このように、大統領の権限の多くは形式的・儀礼的なものである。

大統領は、憲法違反の責任を負わなければならない（98条2項）。大統領が憲法に違反したか否かについては、議会の25名以上の議員の発議に基づき（同条3項）、憲法裁判所が、決定を行うとともに、遅滞なく議会及び大統領に決定書を提出しなければならない（同条5項）。憲法違反があったと憲法裁判所が決定したときは、議会は、大統領を弾劾することができる（同条6項）。

（3）内閣

行政権を担う内閣は、首相、副首相及び閣僚により構成される（102条1項）。

内閣の権限としては、①内政及び外交を処理すること、②法律及び規則等を執行すること、③法律を執行するために政令等を制定すること、④国際条約を締結すること、⑤発展計画、予算案及び防衛戦略を提案すること等が挙げられる（100条）。

首相及び閣僚は、議会の議員その他の公職を兼任してはならない（104条）。

議会は、27名以上の議員による発議に基づき、内閣不信任の決議について投票を行うことができる（107条1項・2項）。

（4）裁判所

裁判所は、自律的で独立していなければならない（118条1項）。裁判官は、議会の議員その他の公職を兼任してはならない（123条）。

裁判の審理は原則として合議体により行われるが、法の定めがある場合には単独体により行われる（119条1項）。また、法の定めがある場合には裁判員が審理に参加する（同条2項）。

通常の司法判断を行う裁判所の最高機関は、最高裁判所である（124条1項）。最高裁判所は、裁判所による法適用の統一性を保障する（同条2項）。最高裁判所長官は、司法評議会の3分の2の多数決により、選出及び罷免される（同条3項）。

下級裁判所の裁判官及び裁判所長官は、司法評議会により選出及び罷免される（125条1項）。裁判所長官の任期は5年であり（同条2項）、司法評議会の構成員となることはでき

ない（同条 3 項）。

「司法評議会」は、司法権の自律性・独立性を保障するための、自律し独立した組織である（126 条）。司法評議会は、長官と 9 名の評議員からなる（127 条 1 項）。これらの者の内訳は、最高裁判所長官 1 名、裁判官 4 名、名声のある弁護士 4 名、法務大臣 1 名である（同条 2 項）。司法評議会の権限としては、①最高裁判所長官を選出及び罷免すること、②司法評議会长官を選出及び罷免すること、③司法評議会の活動及び司法の状況に関する報告書を議会に提出すること、④裁判官、裁判所長官及び裁判員を選出及び罷免すること、⑤裁判官及び裁判員の人数を決定すること等が挙げられる（128 条 1 項）。司法評議会は、憲法に別段の定めが無い限り、全評議員の過半数の投票により決議を行う（同条 2 項）。法務大臣は、裁判官の懲戒手続においては投票してはならない（同条 3 項）。

（5）憲法裁判所

法律は、憲法及び批准された国際条約に適合していなければならない、また、他の規則は、憲法及び法律に適合していなければならない（145 条）。憲法裁判所は、このような法律や規則の合憲性及び合法性の審査等の権限を有する裁判所である。

憲法裁判所の権限は、①法律が憲法及び批准された国際条約に適合しているか否か、②他の規則等が憲法及び法律に適合しているか否か、③大統領が憲法に違反したか否か等について決定することである（149 条）。

憲法裁判所は、全裁判官の多数決により決定を行う（151 条 1 項）。憲法裁判所が、法律や規則の合憲性及び合法性を否定する決定をしたときは、当該法律や規則は、当該決定が公告された日から失効する（152 条 1 項）。

憲法裁判所は、7 名の裁判官から構成される（153 条 1 項）。憲法裁判所裁判官の任期は 12 年である（同条 2 項）。憲法裁判所長官は、憲法裁判所裁判官の中から選出され、その任期は 3 年である（同条 5 項）。憲法裁判所長官及び憲法裁判所裁判官は、議会の議員その他の公職を兼任してはならない（同条 7 項）。

3 人権

人権については、憲法の「第 2 章 人権及び自由」において、詳細に規定されている。日本国憲法で保障されているような基本的人権は、モンテネグロ憲法においても、同様に保障されている。モンテネグロ憲法の特徴的な規定として、例えば、以下のものが挙げられる。

- ①環境権についての明文規定が置かれている（23 条）。
- ②戦争又は国家緊急事態における人権及び自由の行使の一時制限が規定されている（25 条）。
- ③死刑は廃止されている（26 条）。
- ④人間のクローニングは禁止されている（27 条 2 項）。
- ⑤何人も、本人の同意なくして、医学的・科学的な実験の対象とはされない（27 条 3 項）。

- ⑥個人情報の保護についての明文規定が置かれている（43条）。
- ⑦良心的兵役拒否及び代替役務についての明文規定が置かれている（48条、63条2項）。
- ⑧政府及び公的機関の有する情報へのアクセス権を保障している（51条）。
- ⑨憲法秩序の強制的破壊、モンテネグロの領土保全への侵害、民族的・人種的・宗教的な憎悪や不寛容を扇動する行為（ヘイト・スピーチ）等は、禁止される（55条）。
- ⑩起業の自由についての明文規定が置かれている（59条）。
- ⑪消費者保護についての明文規定が置かれている（70条）。
- ⑫子どもの権利についての明文規定が置かれている（74条）。
- ⑬科学的・文化的・芸術的創造の自由及びそれらの知的財産権の保障等が明文で規定されている（76条～78条）。
- ⑭少数民族に属する人々の権利につき詳細な規定を置いている（79条）。とくに、強制同化を明文で禁止する規定等が注目される（80条）。
- ⑮人権及び自由の擁護者（オンブズマン）が設置されており、任期は6年である（81条）。

4 法令及び判決例

モンテネグロにおける法源には、憲法、国際条約、法律、その他の規則等がある。このように、モンテネグロの法制度は、基本的には、成文化された制定法により形作られている。モンテネグロの裁判所による判決については、コモン・ロー諸国における「先例拘束性の原理」は採られていないが、上級裁判所による過去の判決例は論拠として事実上の影響力を有する。

5 欧州連合（EU）との関係

モンテネグロは、2010年にEUの正式な加盟候補国となったが、まだ加盟は実現していない。憲法には、議会は、EUへの加盟方法を決定しなければならない旨の規定が置かれている（15条3項）。モンテネグロでは、前述したとおり、2013年7月31日に、EU加盟の実現に向けて司法権の独立を強化するための憲法改正が議会で採択された。また、これまで、EUの基準に合わせるためのその他の法改正の努力が行われてきた。しかし、モンテネグロは、EUから、組織犯罪及び腐敗等の問題に対する改革を求められている。モンテネグロは、今後も、ますますEU法の影響を強く受けるようになるであろう。

III 民法

モンテネグロでは、1888年に、全1031か条から成る財産法が公布された。このモンテネグロ財産法は、1898年（明治31年）に施行された日本の民法典の立法にも大きな影響を及ぼした。即ち、主にフランス民法にならってボアソナードにより策定された旧民法がいわゆる「民法典論争」により施行延期となった後、新たな民法典の編纂が、3名の起草委

員（穂積陳重、富井政章、梅謙次郎）により進められた。起草にあたっては、当時公表されていたドイツ民法典第一草案を主に参考としながらも、フランス、イタリア、スペイン、ベルギー、オランダ等の民法とともに、モンテネグロ財産法が参照された。日本の当時の民法典の原案においては、287 条でモンテネグロ財産法の条文が引用されていたという⁸。

ちなみに、モンテネグロ財産法は、法学者バルタザール・ボギシッチ（Valtazar Bogišić）が起草したものであった。1878 年にパリ万博日本代表の松方正義らがボギシッチと面会した際、民法典の体系に話題が及んだ。ボギシッチは、親族法及び相続法は民法典から除外し、財産法の部分のみ法典化すればよいというアイデアを述べたようである。後日、ボギシッチは、日本の旧民法の立法作業において自分のアイデアが反映されていたにもかかわらず、自分の功績であることが誰にも認められず、功績を横取りされたと考え、大きな不満を抱いていたという⁹。

モンテネグロ財産法の体系は、かなり特異なものであった。即ち、第 1 部「総則規定」、第 2 部「物権法」、第 3 部「契約の諸種類」、第 4 部「契約一般と他の債務の原因」、第 5 部「人又は法の対象」、第 6 部「説明、定義、補足規定」というものであった。これは、「具体的なものから抽象的なものへ」、「よく知られたものからあまり知られていないものへ」というボギシッチの考えに従ったものであった¹⁰。

現在のモンテネグロでは、民法分野の個別の法律が制定・施行されている。例えば、債務法、財産関係法、国有財産法、国家不動産調査・登録法¹¹等がある。モンテネグロが EU 加盟交渉を開始してからは、法制度の EU 化がますます加速化している。

IV 会社法

モンテネグロに投資しようとする外国企業は、モンテネグロに子会社たる現地法人を設立することができる。子会社は、外国企業から独立した法人格を有するモンテネグロ法人である。外国企業がモンテネグロに現地法人を設立する際に多く利用される主な会社は、表 2 のとおりである。

表 2：モンテネグロで設立が認められている主な会社

⁸ 佐野智也著「民法起草時における参照外国法令の分析」（『名古屋大学法政論集 257 号』（名古屋大学大学院法学研究科、2014 年）所収）105 頁。

⁹ 岡孝著「明治民法起草過程における外国法の影響」（『国際哲学研究 別冊 4 <法>の移転と変容』（東洋大学国際哲学研究センター、2014 年）所収）25～28 頁。

¹⁰ バルタザール・ボギシッチ著、難波讓治訳「モンテネグロ民法典について —その制定について採用された原則及び方法に関する小論—」（『政法論集 第 10 号』（京都大学教養部法政学会、1990 年）所収）89 頁・92 頁。

¹¹ Slaven Moravcevic 著「Montenegro: The International Comparative Legal Guide To: Real Estate - Montenegro」<http://www.mondaq.com/x/229104/>

名称	英語／モンテネグロ語(略称)	説明
有限責任会社	Limited liability company／ Društvo sa ograničenom odgovornošću (d.o.o.)	出資の金額を限度とする有限の間接責任を負う出資者のみからなる会社。出資は金銭でも現物でも可。出資者は1名から30名までの自然人又は法人であり、一人会社も可。最低資本金は1ユーロ。取締役を置くことが必須。一人会社である場合、株主は取締役及び株主総会の権限を有する。最もよく利用される会社形態であり、主に中小企業に利用される。
株式会社	Joint-stock company／ Akcionarsko društvo (a.d.)	出資の金額を限度とする有限の間接責任を負う出資者のみからなる会社。出資は金銭でも現物でも可。出資者は1名以上の自然人又は法人であり、一人会社も可。最低資本金は25,000ユーロ。株主総会、取締役会、取締役、監査役及び秘書役を置くことが必須。一人会社である場合、株主は取締役及び株主総会の権限を有する。比較的大規模な会社に適する。

有限責任会社は、最もよく利用される会社形態であり、主に中小企業に適する会社形態である。自然人又は法人による一人会社も可能である。出資は金銭出資でも現物出資でもよい。最低資本金として1ユーロが必要とされている。

これに対し、株式会社は、比較的大規模な会社に適するものである。こちらも、自然人又は法人による一人会社も可能であり、出資は金銭出資でも現物出資でもよい。最低資本金は25,000ユーロである。

外国法人は、表2に掲げた会社形態のモンテネグロ法人を設立することもできるが、モンテネグロ国内に登記した支店又は駐在員事務所を設置することもできる。支店及び駐在員事務所は、モンテネグロ法人ではなく、外国法人の一部であり、外国法人自身が責任を負うことになる。駐在員事務所はモンテネグロでビジネス活動を行うことはできないが、實際上、情報収集、マーケティング等の目的に利用される。

V 民事訴訟法

モンテネグロの新しい民事訴訟法は、2004年3月23日に公布され、2006年に改正された¹²。近時、モンテネグロでは、未済事件が大量に滞留しており、訴訟遅延が大きな問題と

¹² 2004年民事訴訟法（2006年改正）の英訳は、下記ウェブページに掲載されている。
<http://www.wipo.int/edocs/lexdocs/laws/en/me/me029en.pdf>

されている。

モンテネグロの裁判所制度は、裁判所法により規律されている。現在、モンテネグロの民事事件に関する裁判所としては、地方裁判所（15 か所）、高等裁判所（2 か所）、商事裁判所（2 か所）、控訴裁判所（1 か所）、最高裁判所（1 か所）がある。地方裁判所は原則的な第一審管轄裁判所であり、高等裁判所が第二審を管轄する。一部の事件については、高等裁判所が第一審を管轄する。商事裁判所は、法人間の紛争及び一定の種類の商事紛争（例えば、知的財産法、競争法、倒産法に関する紛争）を管轄する。控訴裁判所は、高等裁判所の第一審判決及び商事裁判所の第一審判決に対する上訴事件を管轄する。最高裁判所は、あらゆる種類の紛争事件についての終審裁判所である。

VI 刑事法

モンテネグロが EU 加盟を実現するためには、とくに、組織犯罪、汚職犯罪、テロ及び戦争犯罪等を撲滅するための対策を適時に行っていくことが極めて重要である。そこで、モンテネグロでは、前述したとおり、2013 年に、EU 加盟の実現に向けて司法権の独立を強化するための憲法改正が行われた。

近時のモンテネグロでは、刑事法の分野でも、新たな立法が活発に行われている。例えば、新しい刑法が 2004 年に制定された¹³。また、新しい刑事訴訟法が 2009 年に制定された。これらの他、検察官法、刑罰執行法、証人保護法、法人刑事責任法等が制定されている¹⁴。

刑事事件についても、民事事件と同様、地方裁判所が原則的な第一審管轄裁判所であり、高等裁判所が第二審を管轄するが、一部の事件については、高等裁判所が第一審を管轄する。商事裁判所は、経済犯罪事件についての管轄権を有する。控訴裁判所は、高等裁判所の第一審判決及び商事裁判所の第一審判決に対する上訴事件を管轄する。最高裁判所は、あらゆる種類の紛争事件についての終審裁判所である。刑事事件の審理は公開され、原則として合議体により行われるが、法律で別段の定めがある場合には単独体で行われる。

VII 参考資料

以上、モンテネグロ法の概要を簡単に紹介してきたが、モンテネグロ法については、ドイツ法、フランス法、イギリス法及びその他の国の法と比べても、日本語の文献・論文等は非常に少なく、モンテネグロ法全般の日本語による概説書はもちろん存在しない。また、

¹³ 2004 年刑法の英訳は、下記ウェブページに掲載されている。

[https://www.icrc.org/applic/ihl/ihl-nat.nsf/6fa4d35e5e3025394125673e00508143/14f90763b0c620e4c12576ce004bf798/\\$FILE/CRIMINAL%20CODE.pdf](https://www.icrc.org/applic/ihl/ihl-nat.nsf/6fa4d35e5e3025394125673e00508143/14f90763b0c620e4c12576ce004bf798/$FILE/CRIMINAL%20CODE.pdf)

¹⁴ 「STRATEGY FOR THE REFORM OF THE JUDICIARY (2007-2012)」
(GOVERNMENT OF MONTENEGRO, MINISTRY OF JUSTICE)43 頁。

英語の文献・論文等についても、モンテネグロが2006年に独立した後のものは、非常に少ない。今後、モンテネグロ法に関する日本語又は英語の文献・論文等が増えてくることを期待したい。

※ 初出：『国際商事法務 Vol.43 No.6』（国際商事法研究所、2015年、原題は「世界の法制度〔欧州編〕第33回 モンテネグロ」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。